

## 摂食障害のケアを行う上での世界的規模の約定（とりきめ）：摂食障害の患者さんとその家族のための権利と期待

### 序文

摂食障害（神経性無食欲症、神経性大食症、むちゃぐい障害ならびにそれらの関連の障害）は、あらゆる精神障害の中で最も高い死亡率（神経性無食欲症の場合）を示し、数 100 万人に及ぶあらゆる年齢層の人々とその家族の身体的、心理的そして社会的健康を崩壊させてしまう深刻な精神障害であることを認識すること。

最も質の高い治療とは、治療者と摂食障害の患者さんやその家族、愛する人との間の信頼関係に基づいて行われる治療であることを認識すること。

摂食障害の患者さんとその家族は治療方針の決定にかかわる権利、および治療と関係した重要な情報と治療状況について、治療提供者と十分な話し合いをする権利を有していることを認識すること。

摂食障害の患者さんは、適切な治療頻度と治療期間内で、信頼性の高い研究によって有効性が実証されている治療法を、有能な治療者から受ける権利を有していることを認識すること。

摂食障害の患者さんは、保険あるいは政府による十分な資金援助を受けて、専門的な摂食障害治療を、可能な限り早急に受ける権利を有していることを認識すること。

この約定は、政府やケアの提供者、一般の人々が獲得するように努力すべき普遍的な考え方とケアについての基準を提唱していることを認識すること。

私たちは、これらの事柄に関して、この約定を適用して、すべての関係者がこの約定を遵守することを求めます。

（署名）

---

---

---

---

---

---

---

---

## この約定の歴史について

この約定は、摂食障害の患者さんとその家族、愛する人に対して、摂食障害の治療とサービスを受ける際に、彼らがどのような基本的な権利を有しているのかということと、適切な治療やサービスについての理性的な見通しのリストを提供します。この約定は、摂食障害アカデミーと世界中の専門家、患者さん、援助者団体との共同作業によって生まれました。その内容は、摂食障害の患者さん、その家族、援助者、摂食障害治療の専門家を対象として、2006年2月～5月の期間に行われた大規模なインターネットを用いた調査結果から導き出されたものです。

この約定は、摂食障害の治療プログラムとサービスの質や利用しやすさが世界中で均一なわけではないということを十分に認識した上で書かれています。そのため、この約定は契約ための資料というよりはむしろ努力目標を述べたものとなっています。この約定は、摂食障害の患者さんとその愛する人たちが、何が質の高い適切なサービスや治療であるのかを判断する際の道具として役立つでしょう。また、何が時代遅れで反治療的な治療行為であるのかを判断する際のガイド役となるでしょう。この約定は、サービスの立案者や提供者が質の高いプログラムとサービスを作り上げるための、礎となるでしょう。

この約定の中核的な価値は、すべての関係者が権利と責任を持ちながら、患者さんとその家族が治療チームとの間で築き上げた信頼関係というものが、いかなる形の摂食障害の治療または個人療法にとっても、必要不可欠なものであるということを示している点にあります。

### 患者さんと援助者の権利

- I. ヘルスケアの専門家と十分に話し合い情報の提供を受ける権利
- II. 包括的なアセスメントと治療計画の決定に関わる権利
- III. 質の高い、十分な財源によりサポートされた専門的なケアを受ける権利
- IV. 十分なインフォームドコンセントの上で、年齢に応じた安全な水準のケアを受ける権利
- V. 援助者が治療に関して十分な情報を得ることができ、尊重され、治療にかかわる権利
- VI. 援助者が適切なサポートと教育を受ける権利

#### I. ヘルスケアの専門家との十分な話し合い

・摂食障害の患者さんは、その他の身体疾患や精神障害をかかえる人々と同様に、自分たちの状態を真摯に受けとめてもらう権利を有する。

- ・患者さんは、共感と尊敬の念を持ったケアを施される権利を有する。
- ・患者さんは、自分たちの病気について、また、その誘因や病気を維持させている要因、健康上のリスク、予後、治療の選択肢について、分かりやすい言葉で十分な説明を受ける権利を有する。また、患者さんは、自分の病気や治療に対して抱いている疑問について質問したり、それらに対する心配事を話し合うための機会を与えられる権利を有する。
- ・患者さんは、病院の治療プログラムのルールと管理の方針について、十分な説明を受け、その根拠を示してもらい権利を有する。
- ・患者さんは、ケアに関する決定に積極的に関与する権利を有する。

#### サービスの評価や計画について：

- ・患者さんや援助者の意見は、新たな摂食障害のサービスの計画や設立に反映されるべきである。
- ・患者さんや援助者の満足度は、サービスの評価に定期的に反映されるべきである。

## II. 包括的なアセスメントと治療計画

- ・患者さんは、身体的、情緒的、社会的必要性に応じて、包括的なアセスメントを受ける権利を有する。
- ・患者さんは、治療計画にかかわる権利を有する。

## III. 利用できる、質の高い、十分な財源によりサポートされた専門的なケア

- ・患者さんは、摂食障害の身体面、心理面のアセスメント及び治療に関する能力のあるヘルスケアの専門家から治療を受けることを期待すべきである。
- ・患者さんは、地域の専門治療サービスを受ける権利を有する。
- ・患者さんは、十分な資金援助を受けた専門的なケアを等しく受ける権利を有する。

#### IV. 十分なインフォームドコンセントの上での年齢に応じた安全な水準のケア

・患者さんは、どのような治療に関しても、その危険性と利益、代わりに選択しうる治療に関する事柄を含めて、信頼性の高い研究結果に基づいた十分な説明を受ける権利を有する。

・患者さんは、特定の治療機関における治療成績についての説明を受け、それがすでに報告されている結果とどのような違いがあるのかについて十分な説明を受ける権利を有する。

・患者さんは、いかなる健康上のリスクが生じた場合も、それらがモニター（経過観察）されること、治療に関するあらゆる決断においてそれらが考慮されることを、知らされるべきである。

・患者さんは、治療が栄養や身体健康、安全性、心理的健康、QOL（生活の質）を考慮しながら行われることを期待するべきである。

・患者さんは、治療が再発の予防にも焦点を当てて行われることを期待するべきである。

・患者さんは、治療期間がその疾患の性質や重症度にふさわしいものであることを期待するべきである。

##### 入院治療、療養型治療に関して：

・患者さんは、身体的なリスク（危険性）に応じた必要最低限の制限的な環境下で、治療を施されるべきである。

・児童青年期の患者は、年齢にふさわしい治療機関において治療を受けるべきである。

・脅迫、強制、処罰は、摂食障害の治療には用いるべきではない。

・生命を脅かす状況での拘束あるいは患者さんの意思に反したチューブ栄養（鼻胃管を用いた治療）は、健康状態や安全に対する危険を伴うため、専門的な治療機関において治療介入がなされるべきである。さらにそのような方法は、個人の尊厳に対して最大限の敬意を払いながら、さらに、あらゆるその他の治療法を十分に検討した後でのみ行われるべきである。

#### 外来治療に関して：

- ・患者さんは、危険な状況において、どのようにしてケアを利用できるか、知る権利を有する。

#### サービス機関の間の移送に関して：

- ・患者さんは、ヘルスケアの診療医が病院と地域の間での移送を援助し管理することを期待する権利を有する。
- ・患者さんは、あるサービス機関から別のサービス機関に移る際には、理解可能な、文書による委譲を施してもらう権利を有する。

#### V. 援助者が、治療に関して十分な情報を得ることができ、尊重され、治療にかかわる権利（ここにおいて、「援助者」という用語を、家族、パートナー、摂食障害患者の身近な他者と定義する）

- ・援助者は、共感的に尊重される権利を有する。
- ・援助者は、自分たちにとってかけがえのない患者さんをサポートする存在であり、重要なパートナーと見なされる権利を有する。
- ・援助者が、摂食障害をかかえる人達のアセスメントや治療にどのような場面で関与すべきであるのか。また、援助者によるどのようなケア、どの程度のケアがふさわしいのかということは、患者さんと援助者の意思に基づいて決められるべきである。
- ・援助者は、摂食障害を患う患者さんが重篤な危険を伴うかどうかについて十分なインフォームドコンセントを得て、その際に地域でどのようなサービスを利用できるのかを具体的に指示されるべきである。

#### VI. 援助者が適切なサポートと教育を受ける権利

- ・援助者は、彼らが援助する役割をうまく行えるようにサポートされる権利を有する。
- ・援助者は、身近な人の病気についての情報の提供や教育を受ける権利を有する。

この約定は、治療方針の決定と実際の治療に対して責任を持つ人々に対して、以下のことを求めています：

- ・地域の人々に対して以下の事柄についての教育を行い、情報を提供すること：
  - ・ 摂食障害は、健康な人が自ら選んでそうなっているのではなく、はっきりとした病気なのだという理解を広めることによって、また、摂食障害の原因についての理解を広めることによって、摂食障害に対する偏見をなくすこと。
  - ・ 摂食障害の徴候や症状について、一般の人々の認識を高めること。
  - ・ 摂食障害のための治療サービスや社会資源について、一般の人々が利用できるような包括的な情報を作成すること。
  
- ・ 摂食障害についての正確な情報を提供するために、また、ボディイメージや体重、食事についての地域文化の影響を適切な方向に変えていくために、メディアと連携すること。
  
- ・ 学生を対象とした効果的な予防プログラムを作り上げて、提供すること。
  
- ・ ケアの質を向上させるために、あらゆるレベルにおいて、治療にかかわる人々に対して、摂食障害の診断と治療についての教育やトレーニングを行うこと。
  
- ・ 地域の需要に応じて、十分な専門的サービスを提供すること。
  
- ・ 十分な資金援助を受けて、専門的な治療とケアを受けることができるように支援すること。
  
- ・ 摂食障害に関する研究に対して資金を提供すること。